

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (三)

—— ヴィルヘルム・グレーナーと戦時社会政策 ——

山 田 高 生

- 一 はじめに
- 二 ヴィルヘルム・グレーナーの生い立ちと軍隊生活……………以上、本誌一二五号
- 三 大戦初期における軍部の社会政策
 - (1) 食糧政策……………以上、本誌一二六号
 - (2) 原料政策と兵器生産政策
 - (a) K R A (戦時原料部) の設立
 - (b) 陸軍省の兵器生産政策
 - (3) マンパワー政策
 - (a) 開戦当初の熟練労働力不足
 - (b) ジヒラーの労働政策
 - (c) 大企業側と労働者側のインタレスト……………以上、本号
 - (4) 労使関係政策
- 四 軍事庁と祖国補助勤務法
- 五 むすび

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (三)

三 大戦初期における軍部の社会政策

(2) 原料政策と兵器生産政策

(a) K R A (戦時原料部) の設立

戦前には予想もされなかったか、あるいは、せいぜい短期決戦を予想していたために、戦争政策に大きな狂いを生じた領域は、前述の食糧政策のほかに、戦争の遂行そのものに直接影響のある兵器生産政策であった。確かに参謀本部も陸軍省も、日露戦争における多量の弾薬消費量から強い印象を受けて、新しい兵器生産プログラムを作っていたが、しかしそれは全く不十分なものであった。戦争の最初の数カ月に費やされた弾薬の総量を、近似的にも予想したものは誰もいなかったのである。⁽¹⁾

兵器生産政策は、陸軍省の仕事であった。戦前の陸軍省の権力は、大きな影響力を持っていた参謀総長シュリーフェンの率いる参謀本部から独立していたために影が薄かったが、プロイセンの陸軍大臣ファルケンハイム (Erich von Falkenhayn, 1861-1922)⁽²⁾ が一九一四年一〇月二五日のモルトケ退陣の後を受けて、一月三日に参謀総長に任命されるという一連の過程で、陸軍省の威信は次第に回復してきた。まず一九一四年八月に陸軍省内部に K R A (戦時原料部 *Kriegsstoffabteilung*) が、ファルケンハイム將軍のリーダーシップのもとで設立されたが、これは陸軍省の威信回復を促すのに大きな功績があった。とりわけ九月のマルヌ会戦での失敗は、戦争の長期化のもとでマンパワーと兵器の問題について参謀本部と陸軍省との間のより大きな協力関係の必要を人々に強く認識させることになった。

一九一四年八月以前におけるドイツの原料供給の状態は、基本的に外国依存型であったが、この問題の緊急性が認識され、陸軍省にK R Aの設置を要請したのは、軍内部の人間からではなく、⁽³⁾その外部にいた二人の人物であった。二人の人物とは、ラーテナウ (Walter Rathenau, 1867-1922) とメーレンドルフ (Richard Georg von Meißel-dorf) であった。合理的な投資と原材料の集中コントロールという提案が、ドイツ最大のカルテルの一つであるA E G (ゼネラル電気会社) の幹部から出されたのは偶然ではなかった。ただし、この民間会社で行われていた種々な原料の集中コントロールの方式は、戦時の生産体制の根幹の一つを形成する原料コントロールにおいても同様に本質的であったからである。A E Gの会長であるラーテナウは、工業の再組織が機械化導入の困難と貧困問題を解決する大前提であるという考えを持っていた。プロのエンジニアとしてA E Gの金属部門の高級職員であったメーレンドルフも、工業技術の最大の利用を確保するには、工業の根本的な再組織が必要であるというアメリカ効率主義の信奉者であった。その上プロイセンの名門メーレンドルフ家のエンジニアも、ユダヤ人の工業家ラーテナウとともに、プロイセンにたいする賞賛と、自己犠牲、規律、そして保守的改革の意思を共有しており、民間の産業組織の活力を生かしながら国家経済のなかへ集中化するという国家計画の構想を持っていたのである。⁽⁴⁾

最初、一九一四年八月八日にメーレンドルフがラーテナウに手紙を送ったが、その内容は、原料供給が大変厳しくなるという状況に陸軍省が目を向け、そして原料供給を計画的に決定し、中央当局を通じてコントロールしてほしいというものであった。ラーテナウもメーレンドルフの提案に賛成であったので、早速、その翌日の陸軍省でのファルケンハインとの会談の際にこのことを訴えた。ファルケンハインは、ラーテナウとメーレンドルフの提案に理解を示し、そして陸軍省の内部にそのような組織をつくり、ラーテナウがその責任者に就任してほしい

いと要請した。ファルケンハインはファルケンハインで、陸軍省内部の官僚主義と保守主義を打破する必要を痛感していたのであった。こうして、ファルケンハインとラーテナウの会談の数日後の八月一三日に、K R Aが設立された。⁽⁵⁾

この組織には、中央の統制と工業の自治を結合させようと考えたラーテナウの提案により、A E Gにおける彼の協力者であるクリンゲンベルク (Klingenberg) 教授とメーレンドルフのほか、統制対象の原料を用いる工業の指導者たちの参加も要請された。彼らは、バイエルン、ザクセン及びヴュルテンベルクの陸軍省の了解をとりつけ、原料の統制をプロイセン陸軍省に集中するのに成功した。K R Aの仕事は、原料を必要とする会社への配分を保証することにあつたため、なにはともあれ、原料を集め分配する過程が集中化され、効率的に組織される必要があつた。この課題を達成するために、戦時原料会社 (Kriegsrohstoffgesellschaften) のシステムが作り出された。これは、政府の厳格な監督のもとで、原料を購入し、貯蔵し、分配するために設立された民間の株式会社システムで、民間企業の自発性を基礎にして公共の利益に役立つことが目指された。しかし、開戦当初の国民的な情熱を背景に生まれたこの組織も、やがて二つの方面からの執拗な妨害を受けることになった。一方は戦時原料会社に投資した工業家たちで、彼らはその投資から直接的な利潤を受け取ることができなかつたため、原料の分配について彼らの会社の優先権を期待した。そして大企業のみが戦時原料会社に投資することができたので、そのシステムは必然的に自分たちに有利になるように作られた。もう一方は、各地の軍団司令長官の独立した権限によって妨げられた。しかしこの点については、後になって原料の管理を陸軍省に集中するという連邦参議院の宣言(一九一五年七月二四日)によって改善することができた。⁽⁶⁾ ラーテナウがK R A長官に就任した一年足らず

の間は、この二つの勢力の妨害にあって多くの困難に満たされたものであった。しかし一九一四年秋の繊維と金属価格の急騰は、価格のコントロールを避けられないものにした。帝国内務省の反対にもかかわらず、ラーテナウは工業家たち自身が価格の上限を調整するよう勧告した。そして二月初旬になって、はじめて統制価格が確立したのであった。一五年四月一日にラーテナウは、K R A 長官を辞任したが、これは彼が所期の目的をある程度達成し、その役割を終えたからではなくて、むしろ工業家たちの非協力的な反抗と軍団司令長官の無理解にその理由があったと見るべきであろう。ラーテナウの後任には、南ドイツの出身であるがプロイセン陸軍の将校を務めていたケート少佐 (Major Josef Koeth) が任命された。そして、ラーテナウによって先鞭をつけられ、ケートによって発展させられた K R A の原料統制政策は、全体戦争における原料動員への重要な決め手となった。陸軍省は、K R A によって必要でないと判断された工業にたいしては原料をまわさず、戦時生産物を生産する工業を優先的に保護する政策をとることができたからである。

(b) 陸軍省の兵器生産政策

戦前に生産された兵器の備蓄は、開戦の年の一〇月までにすべて使い果たされ、その結果、軍隊は新たに生産される兵器に依存せざるを得なくなった。一月にいよいよ危機的な状況に追い込まれた武器弾薬の不足は、軍事作戦上に重大なマイナスの効果をもたらした。それは、西部における攻撃再開を不可能にさせたほどのものであった。

ところで、兵器生産のプログラムはプロイセン陸軍省の軍事部兵事課 (Die Heeresabteilung des Allgemeinen

Kriegsdepartements) の仕事であった。⁽⁸⁾ この課は一〇月一二日に兵器生産の新しいプログラムを作成し、ファルケンハインに提出した。しかしファルケンハインの判断では、このプログラムは武器弾薬の極度の不足状態から見て全体的に不十分であり、従ってできるかぎり多くの工場が武器と弾薬の生産に従事することが緊急必要事であると思われた。⁽⁹⁾ しかしながら、一〇月三〇日のプロイセン陸軍省の会議ではファルケンハインの要求は認められず、兵事課のプログラムが通った。そのためファルケンハインは、この課とは別の方法で、部下であるバウアー少佐 (Major Max Bauer) に命じ、直接大工業家たちとの交渉にあたらせた。バウアーは参謀幕僚のうち大砲のエキスパートとして知られており、その仕事のために工業家たちとも接触があったのである。フェルドマンは、バウアーの後の活動から推察して、彼が「ファルケンハインが当初、陸軍省に要求した大量生産プログラムの主たる提案者であったことは疑いの余地がない」と断言している。⁽¹⁰⁾ しかしこのようなバウアーの動きにたいし、陸軍省の古手官僚の方は、実際の政策担当者として兵器生産について一定の限界のなかで行動しなければならなかった。ただし、戦前にチリから輸入していた火薬生産の原料である硝酸塩が開戦とともに輸入困難となったため、自力で生産せざるを得なくなり、その成否が陸軍省の兵器生産プログラムを規定していたからである。この問題の解決には、戦前に発明された窒素固定化プロセスの大量利用のための大規模設備の建設が緊急課題であったが、これを実現するには一定の時間を必要とした。陸軍省は新しい設備と組織の拡充を通して、兵器生産の前提としての火薬生産の増産政策に努めなければならなかったのである。しかし他方で、陸軍省は戦場の直接的ニーズを満たすために、戦況の変化に対応した武器と火薬の備蓄を可能にする軍需品生産の増加に向けて努力しなければならなかった。戦闘条件の変化、そのニーズの変化のため、大砲、砲弾、信管等の生産者との間で取り交わ

される契約は不確実にならざるを得なかったが、この不確実さを減少させる唯一の方法は、あらゆるタイプの大砲、砲弾及び信管の大量で継続的な生産のためのプログラムを作成する必要があった。また、火薬供給が不十分のために不要となった武器の在庫を大量につくり出すようなプログラムは、まことに不経済であり、危険であると考えられたのである。

以上の政策は、しかしながら、陸軍省と工業家との間の継続的な衝突の源となった。もともと工業家の大部分は、軍隊のために生産することを考えていなかったし、望んでもいなかった。とりわけ短期戦が予想された開戦当初は、軍需生産への転換は決して儲けのある冒険とは見なされなかった。その上、戦場からのニーズに対応した弾力的な軍需品供給の要請と契約の不確実さの増大は、彼らを不安と怒りに駆り立てた。一九一五年のはじめ頃、大砲製造のためのトーマス・プロセス鉄鋼の生産が急増した時、陸軍省はこれまでの生産レベルの低いタイプの契約をキャンセルし、工業家たちを激怒させた。⁽¹¹⁾ さらに、調達機関の構造と運用上の混乱についても不平が多く出された。最も重要な軍事物資の調達に関する指令は、軍事部から出されたが、しかし実際の調達の大部分は、野戦部隊最高指揮部 (Feldzeugmeister) が掌握していた。そして فرانケ少尉が、この組織の長として、プロイセン邦の所有する武器と弾薬工場の作業と、これらの工場を通してなされる民間会社との契約を監督した。さらに三つの他の邦の陸軍省は、それぞれ自身の野戦部隊最高指揮部を持ち、プロイセン陸軍省の指令に従いながらも、自分のところで武器と弾薬の調達を行った。また有刺鉄線、砂袋、陣地建設の資材、通信サービス、空軍、海軍のための調達は、関連するブランチによって、陸軍省から独立して取り扱われた。最後に、個々の部隊では、限られた範囲ではあるが自ら調達したものによって戦闘に従事した。⁽¹²⁾ こうした命令系統の混乱にたいして

軍当局のとった方針は、戦時においては一般の民間企業との契約をできるだけ行わないというものであった。クルップのような軍需生産を主力とする特定の会社との間で大きな契約が結ばれるほかは、全体として国営工場を最大限に利用することで、戦時における軍隊の必要を充足するのに十分であると思われたのである。しかし、開戦とともにこうした陸軍省の見込みは現実性がないことが判明し、軍需品の調達が当面の大きな課題になったにもかかわらず、訓練された調達局の職員多くは一九一四年の八月に戦場に送られたため、職場にはおらず、むしろ素人行政のもとで腐敗が広がるか、ブローカーが暗躍するという結果になった。手っ取り早く利益を求める会社は、競って調達局職員とのコネを求め、いい加減な契約によってうま味の大きい仕事を獲得しようとした。かくて戦争は、軍需品の調達についてドイツ国内に混乱と腐敗をもたらしたのであった。⁽¹³⁾

やがて陸軍省は、こうした状況を立て直すためにエネルギーに取り組み始めた。まず野戦部隊最高指揮部は、一九一五年のはじめに価格と契約を検査する機関 (Preisprüfstelle) を設立した。この機関によって開戦当初の混乱の多くは解消された。陸軍省は契約のさいのブローカーの介入をすべて禁止した。だが、この方策はブローカーのもつ様々な企業情報をも排除したため、結果的に陸軍省は、契約相手の企業が絶えず増加する量の財を最も効果的にそして最も経済的に生産する生産設備と労働力を持っているかどうかにかかわらず、素人の間で名前がよく知られた会社と契約を結ぶ傾向があった。そのため、企業業績の内容よりも一般に知名度の高い大企業が、陸軍省のこの方策から多くの利益を得ることができたのである。⁽¹⁴⁾ いずれにせよ、陸軍省は一九一五年の軍需品生産契約についてより厳重なシステムを導入した。新しい契約のもとでは、会社の収支決算と経営実態を調査するために陸軍省の代表が派遣されるとともに、利潤の制限が要求された。しかしながら、コストをできる

だけ押さえようとすると軍隊の努力は、生産者が限定されていたため著しく困難であった。生産者の方は、いつ終わるかもしれない戦争のための生産に参加するリスクにたいし、高いプレミアムを要求しなければならぬと感じた。また、軍事的条件が変化した場合、契約が突然キャンセルされるかも知れないという不安からも、プレミアムが必要を感じた。結局のところ、陸軍省は、企業家に戦争遂行のための生産努力のインセンティブを与えるために、軍隊が原料、リスク、及び間接費のような費用と労務費を支払い、そして全費用のうち五または一〇パーセントの利潤を支払うというような契約を好んで結んだが、しかしこの形の契約はコストの切り詰めではなく、逆に、コストの上に固定したパーセントの手数料を支払うことになったため、むしろ高いコストの計算と支出を奨励する結果となった。しかしその代わりに、陸軍省は契約相手企業にたいし、監視員の派遣や費用の計算違いや納品遅延の際の罰則についての規定を盛り込んだ。かくて契約にサインした企業家たちは、軍部によって高い利潤が約束された反面、重い罰金と投獄で脅かされるということになった。企業家たちは軍部との契約に侮辱を感じたのにたいし、陸軍省は戦時下における企業家たちの利潤への欲求を非難した。⁽¹⁵⁾

こうして陸軍省と企業家との対立が深まるなかで、プロイセン陸軍大臣であると同時に参謀総長でもあったファルケンハインは、陸軍省内部の硬直的な官僚組織にたいする反発からバウアーに大量武器生産プログラムを作成させたが、しかし、戦争長期化の圧迫のもとでファルケンハイン自身の軍事的リーダーシップにたいする批判が、とりわけヒンデンブルクとルーデンドルフの側から起った。東部戦線における彼らの勝利は、ファルケンハインが軍事的無能者であるという印象を与えた。またヒンデンブルクは、東部戦線司令部が企画したキャンペーンのために、マンパワー政策をめぐってファルケンハインにたいする闘争を開始したのである。やがてファ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (三)

ルケンハインは参謀総長を解任され、その後任にヒンデンブルクが就任した。さらに一九一五年一月一日に、ファルケンハインはプロイセン陸軍大臣のポストを主計総監のホーエンボルン (Wild von Hohenborn) に明け渡した。主計総監の後任にはルーデンドルフが着任した。ここに、ヒンデンブルクとルーデンドルフのコンビによる戦争後半のマンパワー政策が展開されることになるのである。

- (1) Cf. Gerald D. Feldman, *Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918*, Princeton, 1966, p. 52. [Deutsch von Norma von Ragenfeld-Feldman) *Armee, Industrie und Arbeiterschaft in Deutschland 1914 bis 1918*, Berlin/Bonn 1985, S. 58] (以下「」内は、ドイツ語版ページ数)
- (2) ファルケンハイン將軍は、その政治問題の捉え方と、戦時における政治の優位性についてのクラウゼヴィッツの教えを信奉する点において、同僚の將校の多くから区別されるといわれる。彼は、これに基づいて、現代の戦争行為における指令の完全な統一の必要性を確信していた。彼が参謀幕僚長に任命された時、自ら陸軍大臣の地位に留まろうと努めたことは、統合的な軍事政策にたいする彼の信念の当然の帰結であった (Ibid., p. 42 [S. 49-50])。
- (3) グレーナーは、戦争直後に執筆した『世界戦争とその諸問題』(一九二〇年)のなかで、ドイツ軍敗北の反省として、軍内部における戦時経済への認識不足をあげた。彼は「経済学が軍事教育のカリキュラムのなかに入っていないかった」ことを慨嘆し、「誰か、経済的な側面での戦争準備という新しい課題を引き受けるべきではなかったか」と述べている。Wilhelm Groener, *Der Weltkrieg und seine Probleme; Ruckschau und Ausblick*, Berlin 1920, S. 51.
- (4) Gerhard Hecker, *Walter Rathenau und sein Verhältnis zu Militär und Krieg*, Boppard am Rhein 1983, S. 95ff. u. S. 213-4. Peter Berglar, *Walter Rathenau; Ein Leben zwischen Philosophie und Politik*, Köln 1987,

S. 143-4.

- (5) G. Hecker, op. cit., S. 202-218.
- (6) G. D. Feldman, op. cit., pp. 48-9 [S. 54-5].
- (7) 鐵道運輸の實況と運賃の増徴と貨物の運賃の増徴とを比較し、vgl. G. Hecker, op. cit., S. 218-243.
- (8) G. D. Feldman, op. cit., p. 53 [S. 58-9].
- (9) Oberst Max Bauer, Der grosse Krieg in Feld und Heimat; Erinnerungen und Betrachtungen, Tübingen 1921, S. 61.
- (10) Erich v. Falkenhayn, Die Oberste Heeresleitung 1914-1916 in ihren wichtigsten Entschliessungen, S. 38-9.
- (11) G. D. Feldman, op. cit., p. 54 [S. 59-60].
- (12) Ibid., p. 57 [S. 62].
- (13) Wilhelm Dieckmann, Die Behördenorganisation in der deutschen Kriegswirtschaft, Hamburg 1937, S. 16-35.
- (14) Richard Sichter und Joachim Tiburtius, Arbeiterfrage; eine Kernfrage des Weltkrieges — Ein Beitrag zur Erklärung des Kriegs-Ausgangs, Berlin, 1925, S. 9-10.
- (15) G. D. Feldman, op. cit., pp. 60-1 [S. 65].
- (16) Ibid., p. 66 [S. 69] Vgl. Jürgen Kocka, Klassengesellschaft im Krieg; Deutsche Sozialgeschichte 1914-1918, Göttingen 1973, S. 25ff.

(3) マンパワー政策

(a) 開戦当初の熟練労働力不足

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (三)

陸軍省は、戦場と工場との間のマンパワーの分配を計画的には用意しなかった。戦争は、国際貿易を崩壊させることによって、国内消費を減退させ、かくて大量の失業者を作り出すと考えられた。しかしこの失業が一時的な現象であることと軍需生産の工場では熟練労働者が不足することを、当初、ほとんどの人が認識しなかった。ここでもまた、短期戦争への期待が大きな誤算をもたらしたのである。

開戦当初のマンパワー問題は、戦時経済への急激な転換にともなう大量失業者の発生と軍需産業部門における熟練労働者不足という労働市場の極端なアンバランスとして現れた。もっぱら軍事的観点のもとでなされた大量徴兵、軍需物資の優先輸送、原料・物資の輸入停止といった戦時非常事態によって、すでに開戦前の一九一三年頃よりしだいに経済不況におちいりつつあったドイツ経済は決定的打撃をうけ、多くの非軍需産業は営業縮小または停止におこまれ、大量の失業者を発生せしめた。労働組合の失業統計によると、組合員の失業率は開戦前月(一九一四年七月)の二・九パーセントにたいし、開戦月(八月)は二二・四パーセントとなり、一〇倍弱にはね上がった。しかしその後、一五・七(九月)、一〇・九(一〇月)、八・二(十一月)、七・二(十二月)、六・五(一九一五年一月)、五・一(二月)、三・四(三月)、二・九(四月)と徐々に減少し、一九一六年一〇月まではほぼ二パーセント台を維持した。一九一六年一月より敗戦までは、祖国補助勤務法のもとで一・〇パーセント台と事実上超完全雇用の状態が続いた。以上のように開戦当初もたらされた大量失業は、戦時経済体制への再編過程で次第に吸収され一時的な現象として現れたにすぎなかったが、しかしそれにもかかわらずこの大量失業は、雇用労働者・職員の賃金引き下げ、食糧・生活物資の不足と値上がりが重なって、緒戦のドイツ軍の勝利と城内平和イデオロギーの背後で大衆の社会的不安と不満を潜在的に堆積せしめる要因になった。

しかしながら、このように開戦当初の大量失業問題が後に問題を残しながらも一時的現象として解消されたの
にたいし、もう一方の軍需産業部門における熟練労働者の不足問題は、戦時経済体制の維持にとってもっとも基
本的な問題であった。なぜならそれは、原料不足問題とともに軍需品生産の停滞をもたらす主要な要因をなして
いたからである。そして事実、開戦の年の一〇月にははやくも最初の軍需品生産の危機が原料不足と熟練労働者
不足の二つの側面から訪れた。原料問題に関しては、開戦直後にラーテナウやメーレンルドフの提唱で設置され
た戦時原料部と戦時原料会社の原料統制策によって、ともかく危機を回避することができたことは前述の通りで
ある。これにたいし熟練労働力不足問題の方は、その対応策が立ち遅れたことおよび戦闘用兵力と軍需品生産の
ための熟練労働力とが競合関係にあったことの事情のために、原料不足問題とは異なった経過をたどることに
なった。

最初に、熟練労働力不足問題における政府の対応策の立ち遅れについて述べよう。その原因は次の二つにある
と考えられる。一つは、前述の開戦当初の大量失業にたいする帝国内務省の対策がこの軍需産業部門における熟
練労働力不足問題と結びつけて考えられていなかったことである。⁽²⁾ 帝国内務省は労働時間の短縮、公共団体の発
注増加等による雇用機会創出のための指導、帝国職業紹介中央局 (Reichszentrale der Arbeitsnachweise) の設置によ
る職業紹介所の統一と情報交換、各地の公的職業紹介所による職業紹介活動等の社会政策的措置に努めた結果、
非軍需産業部門における過剰人口を、軍需景気のため大量の労働力を必要とした軍需産業部門にスムーズに流入
せしめる上で一定の役割を果たしたが、しかし彼らの多くは、他産業からの職業転換のため軍需産業においては
不熟練労働力として堆積されたにすぎず、熟練労働力不足問題の解消には直接貢献しなかったのである。熟練労働

働力不足問題にたいする対応策が立ち遅れた他の理由は、大企業の側の態度にあった。当時軍需品生産部門の大企業家たちは、短期戦の見通しと経済的理由から熟練労働力の養成にはまったく関心を示さず、むしろその内部で激しい熟練労働者獲得競争を演じる一方で、軍部にたいし熟練労働者の兵役免除・帰還政策を要求するにとどまったのである。しかしこうした大企業側の兵役免除・帰還政策の要求は、さきにあげたところの兵員確保と軍需品生産労働力の確保との競合関係という熟練労働力不足のもう一つの問題と抵触することになる。この問題は、かつて大河内一男教授によって「兵力と産業『労働力』との間の『配置』の問題」として鋭く看取されたように⁽³⁾、軍部の戦争政策にとってアキレスの踵であった。軍需品生産の危機をのり越えるために、軍部は開戦当初の軍事的観点のみからなされた徴兵政策を変更して、なんらかの形で大企業側の要求に応える必要があった。この点では熟練労働力の確保によって戦時利得の増大をめざす軍需資本と軍需品生産の増強に軍事的インタレストがかかっていた軍部とは共通の利害関係に立っていた。しかしながら軍部にとってそうした大企業の要求をうけ入れることは、直ちに戦場における兵力低下を意味していた。ここに軍部独自のインタレストとそのジレンマがあったのである。

(b) ジヒラーの労働政策

一九一四年末に、ヴァンデル將軍 (General von Wandel) は、こうした問題を取り扱うために、陸軍省のなかに特殊な機関を設立するよう決定し、その機関の長にジヒラー (Richard Sieber) を選んだ。この人物は、戦時工業と関係のないビジネスマンであり、私心のないやり方で義務を遂行する、大きな組織的な能力を持った人物とし

て民間人から登用された。このジヒラーの機関は、当初は、国营工場の労働者問題を担当する工場セクションに配置されたが、その後一九一五年四月に輸出入セクションと合併し、A. Z. (S) (プロイセン陸軍省兵役免除課 Abteilung für Zurückstellungswesen (Sicher) im preußischen Kriegsministerium) として知られるようになった。⁽⁴⁾

ところで、一九一四年の秋から翌年の春にかけて陸軍省が軍需品生産のためにとった方策は次の二つであった。一つは軍需品生産契約によって企業家を拘束する代わりに、一定の利潤を保証するという方法と、他は選別契約と厳重な監督のもとで兵役免除労働者の濫用防止と熟練労働力の育成を促進するという方法であった。第一の方法は、軍需大企業家が開戦後しばらくの間、短期戦の見通しから軍需品生産の委託を継続性のない、リスクの大きな商売であると考え、その代償にできるだけの高利潤を要求したことへの対応策であった。これにたいし陸軍省の推薦した契約は、コスト(原料費、リスク、間接費等)と労務費に全コストの五ないし一〇パーセントの利潤を上乗せして支払い、一定の利潤を保証する代わりに、コスト計算に不正があった場合や納品期限におくれた場合には厳罰が科せられるというものであった。⁽⁵⁾ 第二の方法は、軍需品契約を充足するだけの労働力と生産設備をもたない企業とは新規契約を結ばず、新たに労働力を補充することなしに契約を履行できる別の企業にのりかえるという選別契約の方法であった。これは企業に一定の戦時利得や原料配分を保証する代わりに、企業自身による熟練労働力の養成を促し、熟練労働力不足をカバーすることを狙いとしたものであった。しかしジヒラーが兵役免除政策を押し進めるにあたって最大の難関となったのは工業家グループの抵抗であった。彼は戦時下における工業家の困難を知らないわけではなかったが、しかし工業の方は軍隊よりもマンパワーの必要性においてはるかに弾力的でありうるわけだから、工業家はこの犠牲に堪えなければならないという考えを持っていた。もう

一つの難関は、各地の軍団司令長官が現地で兵員配置計画の全権を掌握していたことであった。このことが A. Z. (S) の兵役免除政策の遂行を不可能にしていたのである。かくて、まず一九一五年四月一日のプロイセン陸軍省の命令が出され、続いて六月一五日に『軍需産業の労働問題についての軍団司令長官の取扱い方に関するプロイセン陸軍省の方針』(以下、『方針』と略記)なる文書が発表されたが、⁽⁶⁾それには熟練労働力不足の解消は次の二段階を踏んで行われねばならないことが明記されていた。「第一に、たとえ一定期間であっても、一人の男子の兵役義務が免除される前に、すでに兵役を免れている労働力を調達する可能性がすべて利用し盡されることが要求されねばならない。」つまり、戦闘力に直接影響する兵員の帰還又は兵役免除はできるだけ行わず、例えば捕虜、婦人、青年層からの労働力調達とその熟練労働力への養成が第一になされねばならない課題であるというわけである。次に「これらの種類の労働力が十分に創出できない時はじめて、将来、兵役義務者の徴兵延期が問題となりうる。」しかしその場合でも「産業に委ねられる兵役義務ある労働力は、ドイツ帝国又はその同盟国のための戦時需要の生産に従事する。」また「軍需品供給を委ねられる企業の兵役免除の職員にたいしても、彼らはなによりもまずこの軍事委託の処理にふりむけられることが要求されねばならない」という制約が課せられた。つまり企業家側の要求にそって兵役免除や徴兵延期を認めることもあり得るが、その趣旨に反した利用は固く禁じられた。従って例えば、輸出や消費市場のための生産にこれらの労働者は使用されてはならないわけである。このような兵役免除政策の履行を監視するために、工場監督官にたいし、申告された労働者が真に必要とされるかどうか、必要とされる数が過度ではないかどうかを調査するよう依頼された。そして「この規定に違反する会社には、兵役義務ある労働者はまわさない。そのような場合について陸軍省に報告されるよう願う」とある。このよ

うに軍部は、工場監督官によるチェックと選別契約によって軍需品生産企業における兵役義務労働者の濫用防止と熟練労働者の育成を促進し、軍需品生産の増強と兵力の確保という二律背反的問題を処理しようとしたのであるが、その場合軍部による軍需大企業への要求にたいする対応の仕方に特徴的なことは、大企業に一定の戦時利得を保証する代わりに、軍需労働力の恣意的利用を禁止し、軍部の労働力政策の優位を確保しようとしたところにあった。

軍隊の統計によれば、工業における兵役免除労働者の数は、一九一五年末に、一〇〇万から一二〇万人に増加した。⁽¹⁾この一二〇万人という数字は、一九一六年の初秋まで変わらずに一定であったが、これは $\text{A.N.}(S)$ が免除労働者の増加をチェックする政策をとったためであった。その数を一定に保つことによって、陸軍省は兵員数の相対的増加を達成することができたのである。同時に、 $\text{A.N.}(S)$ の圧力の結果、女性労働、青年、戦争の捕虜の利用についても継続的な増加が見られた。これにたいしても、工業家側は技術的理由（訓練の困難）と社会的理由（婦人と児童の就業制限）の両方から難色を示した。

(c) 大企業側と労働者側のインタレスト

以上のごとき軍部の方策にたいし、多くの企業家から契約配分の不公平という非難が出された。彼らにとってこの『方針』は、原料、利潤、労働力の配分を権力手段とする軍部官僚の企業家の自由な活動にたいする規制としか映らなかつたのである。しかし、戦況が次第に長期戦の様相を呈しはじめ、産業全体が戦時経済体制のなかにいよいよ逃れがたく組み込まれるにつれて、大企業側は重要な顧客としての軍部の規制を受け入れざるを得な

くなくなった。こうして大企業側は、やがて捕虜、婦人、青年等の未熟練労働力の積極的利用をはかることによつて、低賃金と合理化から利益を得る努力をはじめが、しかしそれにもかかわらず、この労働力政策をめぐる軍部と大企業の衝突は、大企業の側に不満を残すことになり、一九一六年春以降の異なった状況のもとで新しい軍事指導者への希望となつて現れた。

軍需産業部門内部における企業間の熟練労働者獲得競争は、開戦当初に見られた熟練労働力不足問題と同じ状況から出発しながらも、しかしここでは労働組合のインタレストが直接からむことによつて以上とは別な展開を示した。ただし、この獲得競争はその当然の帰結として熟練労働者の賃金の異常な高騰をもたらしたが、これを労働移動の制限によつて抑制しようとする大企業側のインタレストと、労働移動の自由を基本的権利として守ろうとする労働組合のインタレストとが、まさしくこの問題をめぐつてぶつかり合うことになるからである。そこで、以下、この問題が戦時下の重要な社会問題として登場してきた経過を述べておこう。⁽⁸⁾

問題は一九一五年はじめのベルリンで発生した。当時ベルリン周辺には軍部の委託による軍需品生産にたずさわる大小の金属工業が密集し、従つて獲得競争がもっとも激しく行われていたが、ベルリン金属工業家連盟会長ボルジィヒ (von Borsig) は、こうした状況を打開するために内務省に赴き、労働者は雇主の許可なしに職を変えてはならないというすでにオーストリアで行われていた一種の労働統制政策の導入を提案した。これにたいし内務省は、この問題に介入することを避けて、金属工業家自身による協定締結を勧告したが、しかし当時大ベルリン地区には三〇〇をこす金属業の企業が存在しており、その間で協定を結ぶことは到底不可能であつたため、そこでボルジィヒは、造兵廠長官のフランケ將軍 (General Franke) を訪れて、以前の雇主の許可をもたない労働者

を新たに雇用した企業は軍需契約から外す旨の指令を出してほしいと要請した。フランケ將軍は直ちにこの申し出を受諾し、その旨の布告を各工場に貼り出させた。彼がボルジヒの申し出を受諾した背後には、軍部にとつても軍需品生産に支障をきたすおそれのある過度な労働力引き抜き合戦は好ましい現象とはみなされえないという認識があったのであり、その限りで、労働力移動の制限にかんしても軍部と軍需資本家とは共通のインタレストを持っていたことは注目しておかなければならない。

この布告が労働者の間に伝わるや、ドイツのなかで最強の労働組合を擁するベルリンの金属労働者はそうした軍部と大企業の強制的労働力確保政策に抗議の構えを示し、金属労働組合の指導者の一人であり改良主義者であるローエン (Adolf Cohen) でさえ、フランケ將軍にたいし、労働組合指導者はこの布告の結果について責任がもてないと警告したといわれる。このような労働者側の不穏な動きにたいし、陸軍省はフランケ將軍の布告を取り消すための準備にとりかかったが、その間に情勢を素早くとらえたボルジヒは、この布告が廃止されるのを未然に防ぐために、ベルリン金属工業家連盟とドイツ金属労働組合との間で交渉をもつことに同意し、双方の協定に基づいて一九一五年二月に大ベルリン金属工業戦時委員会 (Kriegsausschuss für die Metallbetriebe Groß-Berlin) なる組織が設置された。この戦時委員会は、軍代表、企業家団体代表、労働組合代表の三者から構成され、毎週一回開かれる会合で以前の雇主の意向に反して転職希望する労働者についてその適否が判定され、もし労働者の不満が正当であり、雇主がこれを拒否したことが判明した場合には、当委員会が「離職証明書」を発行し、他の雇主が彼を雇用することを許可した。逆に正当でないと判定された場合には、拒否された。しかし実際には、多くのケースについて労働者の不満が一応きき入れられるのと引きかえに、以前の職場にとどまるといふ形で解決さ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (三)

れた。⁽⁹⁾ このように大ベルリン金属工業戦時委員会は、軍需大企業の労働力移動制限政策のいわば「思わざる結果」として成立したが、しかしそれにもかかわらずこの委員会は、ドイツではじめて公的に認められた雇主団体と労働組合との超経営的参加機関であったこととともに、以上のような形ではじめて企業内の労使関係への第三者の介入が行われたことによって、それ以後の新しい労使関係の方向を示していたのである。では何故このような新しい労使関係の方向を含む組織が、戦時下のこの時期に生まれたのだろうか。この問題はより深く戦時階級社会の矛盾とそれをめぐる軍部と大企業の対抗関係のなから捉えられねばならない。次稿の課題はこの点を明らかにすることにある。

- (1) Gerhard Bry, *Wages in Germany 1871-1945*, Princeton, 1960, p. 192, 432.
- (2) Ludwig Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart 1949, S. 6-7.
- (3) 大河内一男『戦時社会政策論』昭和十五年(大河内一男著作集)第四卷、青森書院、一九六九年、三〇―三二、八二―一〇三)。
- (4) R. Sichter and J. Thurtius, op. cit., S. 15.
- (5) G. D. Feldman, op. cit., pp. 60-1 [S. 65].
- (6) Auszüge aus den Richtlinien des preußischen Kriegsministeriums für die Behandlung der Arbeiterfrage in der Kriegsindustrie durch die stellvertretenden Generalkommandos (Abk.: Richtlinie), in: Wilhelm Deist (bearbeitet von), *Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914-1918, erster Teil*, Düsseldorf 1970, S. 461-471.
- (7) G. D. Feldman, op. cit., p. 73.

- (8) Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat : Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legien (1890–1920), Düsseldorf 1956, S. 77. Fritz Opel, Der deutsche Metallarbeiterverband während des ersten Weltkrieges und der Revolution, Hannover und Frankfurt am Main 1962, S. 45.
- (9) G. D. Feldman, op. cit., p. 78. (未完)

〔付記〕 本論文は、平成6年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。